

肥料価格高騰対策支援金交付申請のご案内

奈良県農民連 電話番号:0744-54-2966

肥料価格高騰対策として農林水産省と奈良県より、農業肥料の支援金が交付されます。
奈良県農民連が窓口となり支援金の申請をしますので、是非ご相談ください。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入または購入することが確実な肥料
(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)

※申請期限(令和5年2月上旬予定)までに注文し、支払済み又は請求を受けている肥料が対象です。

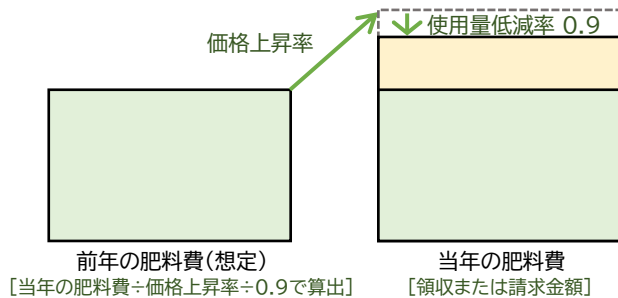
支援の対象となる農業者

農産物の販売を行う農業者 (自家消費のために農作物を栽培する方や家庭菜園は対象になりません)

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として国が交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right] \times 0.7$$



前年から増加した肥料費 → このうち7割を国が支援

奈良県肥料価格高騰緊急対策事業

奈良県では、県独自の支援策として前年から増加した肥料費のうち、農業者負担分の1/2相当額(肥料費増加分の15%)を上限に予算の範囲内で上乘せ支援します。(別途申請は不要)

申請受付予定時期

奈良県肥料・燃油高騰緊急対策協議会は、秋肥分・春肥分の申請をまとめて1回で受け付けます。

奈良県農民連は、国が肥料の価格上昇率を公表する令和5年1月～2月上旬に申請する予定です。

申請方法

申請には5戸以上の農業者グループという条件があるため、奈良県農民連が取りまとめ申請します。

お問い合わせ先

奈良県農民連では、令和4年11月30日まで、下の通り各事務所にて相談員を配置しています。

北和センター 毎週水曜日午後1:00-午後5:30 電話:0742-85-0408
:080-6165-4598

中和センター 毎週木曜日午後1:00-午後5:30 電話:0744-54-2966
:080-6165-4598

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票等)と領収書または請求書
- 2 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組む「化学肥料低減計画書」

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積(ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度を取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- ・2つ以上に○が付けばOKです。
- ・これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度を取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度を取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エト以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

抽出検査

肥料の適切な購入・使用、化学肥料低減技術の取組状況を確認するため、県協議会が抽出検査を行います。

証拠書類の保管

事業要件を満たすことを示す下記の書類について、支援金の受給後5年間保管し、県協議会や国から依頼があった場合、提出いただく必要があります。

- 化学肥料低減技術に取り組んだことが確認できる書類(土壌診断結果・施肥設計書・生産履歴・作業時の写真等)
- 肥料の注文票、領収書、請求書等の原本
- 農産物を販売したことが確認できる書類(出荷伝票等)

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。



ネットでの詳細情報

本件に関して、農林水産省・県のホームページにも、詳しい情報が記載されています。右のQRコードから、ホームページに移りご覧ください。

農林水産省HP



奈良県HP

